

「閉庁時であっても弾道ミサイル発射時に一時的に待避可能な施設」
に関するQ & A

Q 1 なぜ、今、一時的に待避可能な施設を指定するのか。

A 1 平成29年8月29日及び9月15日に、北朝鮮から弾道ミサイルが発射されたことを受け、本県において初めて全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達が行われましたが、その際、県民から「外にいる時にどこに逃げればよいのか分からない。」「車を運転していたが建物を探している間にミサイルが通過した。」などの声が寄せられました。

今後も、北朝鮮から、東北地方を含む日本列島上空を越える弾道ミサイルの発射が懸念されることから、県民の安全・安心を図るため県有施設を開放することとしたものです。

Q 2 一時的に待避可能な施設とは、どのような施設か。

A 2 平日・休日を問わず24時間対応な施設として、

常時、鍵があいている施設

Jアラート等による覚知後、即座に解錠可能な施設（警備員が常駐）を想定しています。

また、建物の構造は、できれば頑丈な施設（コンクリート造り）が理想です。

なお、平成29年8月29日と平成29年9月15日の弾道ミサイルは、それぞれ午前5時58分、午前6時57分といずれも早朝に発射されています。

Q 3 ミサイル発射の情報はどのように把握すればよいのか。

A 3 政府から、Jアラートにより情報伝達があった場合は、市町村の防災行政無線等が自動的に起動し、屋外スピーカー等から警報が流れるほか、携帯電話やスマートフォンにエリアメールが配信されます。

なお、市町村からの情報伝達手段（防災行政無線・登録制メール・コミュニティFM等）は、市町村により異なりますので施設が設置してある市町村にご確認ください。

Q 4 どのような人を受け入れるのか。

A 4 県有施設の付近にいる人です。

具体的には、県に用件のある人、用件はないが近くを歩いている人、車や自転車を運転している人などです。

なお、自宅や会社などにいる場合は、その場（屋内）で待避行動をとってもらうことが基本であるため、施設付近に自宅や会社などがある人を受け入れることは想定していません（ただし、想定はしていませんが、拒むことはできないと考えます）。

Q 5 受け入れる際は、具体的に何をすればよいのか（警備員の業務は何か）。

A 5 ミサイル着弾時の爆風や破片などによる被害を避けるため、できるだけ窓から離れた場所か窓のない部屋（地下含む）に誘導し、頭部を守るよう指示してください。できれば、付近の人に分かりやすいよう施設入口付近で誘導してください。

Q 6 休日・勤務時間外は、警備員が一人しかいない。

A 6 警備員には、十分に趣旨を説明のうえ、ご対応をお願いします。

Q 7 受け入れるスペースがない。

A 7 窓のない部屋が理想ですが、時間がない状況での対応となりますので、まずは廊下まで受け入れてください。受け入れの際には、できるだけ窓から離れた場所か窓のない部屋（地下含む）に誘導し、頭部を守るよう指示してください。

Q 8 いつまで受け入れるのか。

A 8 上空通過の場合、Jアラートの第2報（第1報から5分～10分後）で、「ミサイルは、 地方から へ通過した」との情報があった場合は、引き続き避難をしていただく必要はありませんので、受け入れる時間は10分～15分程度とされます。

ただし、日本の領土・領海への落下推定情報、「ミサイルが 地方に落下した可能性がある」との情報があった場合は、続報が流れますので、それまでは引き続き避難していただく必要があります。

Q 9 開放する施設はどのように周知していくのか。

A 9 県政記者クラブに情報提供するほか、県のホームページや広報誌等で周知してまいります。

また、今後は、市町村にも働きかけを行いますので、県と市町村と連携して周知に努めます。

なお、施設は順次、追加していく考えですので、施設の指定にご協力をお願いします。

Q 10 他県でも開放しているのか。

A 10 山形県では、本庁舎と各総合支庁・分庁舎の8施設を、秋田県でも本庁舎を緊急一時避難場所として開放しています。